

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

鎌倉市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1 頁
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様 等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	8
1	新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の 確保に向けた目標	8
2	営農類型の指標	9
3	新たに農業経営を営もうとする青年等を育成するために 必要な事項	10
第 4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
1	農業を担う者の確保、育成及び支援	10
2	関係機関との連携と情報共有・提供及び就農者定着への取組	11
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	11
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標	11
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	11
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1	利用権設定等促進事業に関する事項	12
2	農用地利用改善事業に関する事項	18
3	協議の場の設置の方法	19
4	地域計画の策定	19

5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の……	20
	委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
6	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 ……………	20
7	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保……	21
	の促進に関する事項	
8	その他農業経営基盤整備強化促進事業の実施に関し必要な事項 ……	21
第7	その他 ……………	21
別紙1	……………	23
別紙2	……………	24
参考様式	1	
参考様式	2	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 基本的方向

本市は、神奈川県南東部に位置し、気候は温暖で、緑豊かな丘陵と相模湾を臨む美しい海岸線を有する等、自然環境に恵まれている。

本市の農業は、北部の集団農地を中心に、「七色畑」と呼ばれる少量多品目の露地栽培として、きゅうり、トマト、ほうれんそう、だいこん、なす等を生産している。また、施設栽培として、きゅうり、トマトの野菜とシクラメン、花壇苗等の花きを生産している。これらの野菜や花きは、生産者自らの対面販売、量販店への出荷や市場出荷により、地元消費者や観光客へ販売されている。

農家戸数、農地面積は都市化の進展により減少傾向にあり、就農者の高齢化も進んでいる。新規就農者は^{*1}Uターンによる就農者が主であり、近年は、^{*2}Iターンによる就農者も見られる。

このため農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に則し、農業振興地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

※1 Uターン就農・・・農家から他出していた世帯員が、学校卒業や離職を機に農家に戻って就農すること。

※2 Iターン就農・・・農業経験のない都会人が、離職や退職を機に新規就農すること。

2 具体的方策

本市の農業構造は、昭和40年代以降市街化区域内を中心に、農家戸数、農地面積ともに大幅に減少した。都市化の進展による他産業への就業機会の増大に伴い高くなった兼業農家の割合は、近年では減少傾向にあるものの、総農家戸数の減少自体が依然として大きな課題となっている。

このような農業構造の現状及びその見通しを基に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目指すべき目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するとともに、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な農業経営体の事例を踏まえつつ、地域における他産業並の生涯所得に相当する年間農業所得（1個別経営体当たり550～750万円程度、主たる従事者1人当たり約450～650万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとする。

年間農業所得	550～750万円（1個別経営体当たり）
	※主たる従事者1人当たり約450～650万円、補助労働者1～2名を想定
年間労働時間	1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

本市は、さがみ農業協同組合及び神奈川県農業技術センター等との連携の下できめ細やかな指導を行うための体制を編成することで、地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。

更に望ましい経営を目指す農家や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、農地の貸し手と借り手に係る情報の把握については、人・農地プラン（以下、人・農地プランの後継制度となる「地域計画」という。）との整合を図りながら、取り組んでいく。

そのための基本方向を次のとおり定める。

- （１） 本市のリサイクル事業を活用して製造した堆肥を利用した土づくり等、環境への負荷が少ない持続性の高い農業を推進する。
- （２） 次世代の地域農業の担い手の育成を推進する。
- （３） 本市で生産される農産物を消費者にアピールする鎌倉ブランド事業を推進する中で、需用の拡大と高品質で安全性の高い農産物の生産を促進し、生産・流通・販売の活性化を図る。
- （４） 市民が農業にふれあう場としての農業体験や秋の収穫まつり等のイベントの開催により、市民の農業に対する理解を深め、市民に守り育てられる農業の確立を目指す。
- （５） 本市は、本市農業委員会及びさがみ農業協同組合等で構成する指導チームを設置し、神奈川県農業技術センターの協力により、農業経営改善計画の認定を受け又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理合理化等の経営改善方策提示等の重点指導等を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標

1 営農類型の指標

第1の2目標を可能とするための効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標として、主要な営農類型を以下に示す。

{個別経営体} (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	農業従事の態様等
① 施設トマト ＋ 施設きゅうり ＋ 露地野菜	<作付面積等> 促成トマト 0.15ha 抑制きゅうり 0.15ha 小計 0.3 ha かんしょ 0.1 ha ばれいしょ 0.1 ha さといも 0.1 ha だいこん 0.1 ha なす 0.1 ha はくさい 0.1 ha ほうれんそう 0.1 ha ねぎ 0.1 ha レタス 0.1 ha ブロッコリー 0.1 ha その他 0.2 ha 小計 1.2 ha <経営面積> 施設用地 0.15ha 畑 0.6 ha 計 0.75ha	<資本装備> ガラス室 1,500 m² 自動カーテン 燃料タンク 暖房機 マイコン 作業舎 トラクター 管理作業機 動力噴霧器 トラック ・植木剪定材堆肥 を利用した土づくり	・休日制の導入 ・手間と時間を要する収穫・出荷作業にパートを活用し、自己労力の削減を図る。 ・受委託による苗生産の省力化を図る。 ・給与制の導入

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	農 業 従 事 の 態 様 等
② 施 設 ト マ ト 水 耕 栽 培 ＋ 施 設 き ゅ う り	<作付面積等> 促成トマト 0.3 ha 抑制きゅうり 0.3 ha 小計 0.6 ha かんしょ 0.05ha さといも 0.05ha だいこん 0.05ha なす 0.05ha ほうれんそう 0.05ha ピーマン 0.05ha とうもろこし 0.05ha にんじん 0.05ha 小計 0.4 ha <経営面積> 施設用地 0.3 ha 畑 0.3 ha 計 0.6 ha	<資本装備> ガラス室 3,000 m² 自動カーテン 燃料タンク 暖房機 マイコン 作業舎 トラクター 管理作業機 動力噴霧器 トラック くん煙防除機 液肥混合機 環境制御装置 ・植木剪定材堆肥 を利用した土づ くり	・休日制の導入 ・手間と時間を要する収 穫・出荷作業に パー トを活用し、自己労力 の削減を図る。 ・受委託による苗生産の 省力化を図る。 ・給与制の導入

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	農 業 従 事 の 態 様 等
③ 露 地 野 菜	<作付面積等> レタス 0.05ha きゅうり 0.05ha トマト 0.05ha かんしょ 0.05ha ばれいしょ 0.05ha さといも 0.05ha だいこん 0.05ha なす 0.05ha はくさい 0.05ha ほうれんそう 0.05ha ねぎ 0.1 ha ピーマン 0.05ha にんじん 0.05ha かぶ 0.05ha かぼちゃ 0.05ha えだまめ 0.05ha こまつな 0.05ha キャベツ 0.05ha ブロッコリー 0.05ha その他 0.2 ha 小計 1.2 ha <経営面積> 畑 0.6 ha	<資本装備> トラクター 動力噴霧器 トラック 管理作業機 ・ 植 木 剪 定 材 堆 肥 を 利 用 した土づくり	・ 休日制の導入 ・ 手間と時間を要する収穫・出荷作業に パートを活用し、自己労力の削減を図る。 ・ 受委託による苗生産の省力化を図る。 ・ 給与制の導入

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	農 業 従 事 の 態 様 等
④ 温 室 鉢 物	<作付面積等> 鉢物 0.4 ha シクラメン 0.4 ha カーネーション 0.4 ha さくらそう 0.4 ha ベコニア 0.4 ha その他 0.4 ha 小計 2.0 ha <経営面積> 施設用地 0.5 ha	<資本装備> ガラス室 1,200 m² ビニールハウス 1,800 m² 燃料タンク 作業舎・車庫 トラック ベンチ 水槽・灌漑施設 薬散用動噴機 内装用カーテン装置 蒸気消毒機	・休日制の導入 ・手間と時間を要する収穫・出荷作業にパートを活用し、自己労力の削減を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。 ・給与制の導入

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	農 業 従 事 の 態 様 等
⑤ 鑑 賞 樹 露 地 栽 培	<作付面積等> 畑 0.6 ha さつき等 0.6 ha 苗木 0.2 ha 養生木 0.3 ha 仕立 0.1 ha <経営面積> 畑 0.6 ha	<資本装備> トラクター 動力噴霧器 ユニック ユンボ ドローン トラック 小型シャベル	・休日制の導入 ・手間と時間を要する収穫・出荷作業にパートを活用し、自己労力の削減を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。 ・給与制の導入

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	農 業 従 事 の 態 様 等
⑥ 樹 園 地 ＋ 生 産 加 工 (酒 類 製 造)	<作付面積等> 醸造用ブドウ 0.5 ha <経営面積> 樹園地 0.5 ha	<資本装備> (栽培) 果樹垣根式 0.5ha 醸造用ブドウ 苗木 4,500 本 軽トラック 耕運機 農薬散布器 草刈関連機器 電気柵 (加工) 醸造所 発酵タンク 圧搾機 除梗破砕機 瓶洗浄機 瓶詰機 ワイン熟成倉庫	・栽培・加工作業日の分離方式の導入 (月～木：栽培/金～日：加工・販売) ・手間と時間を要する収穫・加工作業にパート・援農ボランティアを活用し、自己労力の削減を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。 ・給与制の導入

2 経営管理の方法等

1 に示す営農類型の目標を実現するため、経営管理の方法等の内容は、おおむね次のとおりとする。

〈経営管理の方法〉

- ・複式簿記記帳による経営と家計の分離及び経営分析の実施
- ・青色申告の実施
- ・生産情報の記帳によるGAP（農業生産工程管理手法）の取組
- ・パソコンによる雇用管理（給与計算等）や顧客管理の効率化
- ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実
- ・気象情報や市況情報などの利用
- ・専門家による助言

〈農業従事の態様等〉

- ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・女性農業者の経営発展、経営参画の促進
- ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善
- ・農作業事故防止対策の徹底
- ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過

重労働の防止

- ・ 従事者全員及び雇用者の社会保険への加入による福祉の向上
- ・ ヘルパーの活用による休日制の導入

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市の新規就農者は、Uターンによる就農者が主であるが、近年は、Iターンによる就農者も見られる。生産量の維持・拡大を図っていくため、鎌倉ブランド事業を活用した農業経営による、地域農業の担い手を確保する必要がある。

本市における地域農業の担い手の育成及び新規就農希望者の受け入れについて、令和5年（2023年）4月1日に鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱を制定し、親元農家以外の新規就農の間口を広げた。今後は、時代背景に合わせた要綱の見直しだけでなく、本市農業委員会、さがみ農業協同組合、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、担い手の受け入れ体制の充実を目標とする。

なお、青年等就農計画の認定制度にあっては、18歳以上45歳未満の者だけでなく、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を生かし意欲的な者については、支援の対象とする。

また、農業経営における年間総労働日数（主たる従事者1人あたり1,200時間（150日）以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の35%程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

年間農業所得	200万円（主たる従事者1人当たり）
年間労働時間・日数	1,200時間（150日）以上（主たる従事者1人当たり）

2 営農類型の指標

本市において新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、主要な営農類型を以下に示す。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
① 露地野菜	<作付面積等> ほうれんそう 0.2ha たまねぎ 0.05ha ねぎ 0.05ha えだまめ 0.05ha だいこん 0.1ha なす 0.05ha ほかも品目 <経営面積> 畑 0.5ha	<資本装備> トラクター パイプハウス 軽トラック 動力噴霧器 小型管理機 植木剪定材堆肥を利用した土づくり	第2の2に準じる	・ 休日制の導入 ・ 手間と時間を要する収穫・出荷作業にパートを活用し、自己労力の削減を図る。 ・ 機械化による労働時間の短縮を図る。 ・ 給与制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
② 露地野菜 ＋ 施設トマト 施設きゅうり	<作付面積等> 促成トマト 0.1ha 抑制きゅうり 0.1ha キャベツ 0.05ha だいこん 0.05ha レタス 0.05ha たまねぎ 0.05ha じゃがいも 0.05ha <経営面積> 畑 0.5ha	<資本装備> ハウス 暖房機 トラクター パイプハウス 軽トラック 動力噴霧器 小型管理機 植木剪定材堆肥を利用した土づくり	第2の2に準じる	・ 休日制の導入 ・ 手間と時間を要する収穫・出荷作業にパートを活用し、自己労力の削減を図る。 ・ 機械化による労働時間の短縮を図る。 ・ 給与制の導入

3 新たに農業経営を営もうとする青年等を育成するために必要な事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新たに農業を始める者等、様々な形態で就農を希望する者に合わせて鎌倉市青年等就農計画認定事務取扱要領（令和5年（2023年）4月1日施行）を必要に応じて見直し、担い手となる新規就農者の確保に努める。

農業後継者及び新規参入希望者など地域農業を担う新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、就農意欲の醸成に向けて、就農希望者に対しては、専門機関であるかながわ農業アカデミー等と連携し、新規就農者の要件を満たせるよう支援するとともに、本市農業委員会や農地中間管理機構による農地の紹介や、神奈川県農業技術センター及びさがみ農業協同組合による重点的な指導を行うことで、意欲ある農業者の経営改善（所得の増加、労働時間の短縮）を推進する等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体への育成を図る。

また、本市農業の魅力や重要性を広くPRし、本市での就農を促進するため、鎌倉ブランド事業を推進し、鎌倉やさいの魅力等について情報発信していく。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

かながわ農業アカデミーの就農相談、神奈川県農業技術センター、本市農業委員会及びさがみ農業協同組合と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができるよう取り組む。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の経営発展に向けた取組

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、青年等就農資金等へ繋がるよう支援体制を構築するとともに、意欲ある新規就農者の経営発展に向け、新規就農者育成総合対策（経営開始資金等）の、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め着実な発展を推進し、認定農業者への育成に努める。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保、育成及び支援

現在、利用されていない農地の有効利用及び利用されている農地の継続的利用を促し、地域農業の担い手の中心となる認定農業者の増加を図るため、認定新規就農者から認定農業者へと繋がる仕組みの構築を目指すほか、法人農業経営体の参入や個人経営からの法人化、円滑な経営継承、雇用就農者等の多様な経営課題に対応していくため、経営及び就農を総合的に支援するための体制を整備し、地域農業を担う者の確保及び育成に努める。

2 関係機関との連携と情報共有・提供及び就農者定着への取組

本市農業委員会、さがみ農業協同組合、周辺市町村、農地中間管理機構、かながわ農業アカデミー及び神奈川県農業技術センター等と連携し、農地情報や就農希望者の情報共有だけでなく、相談会や研修の開催、農業者年金及びヘルパー制度等の情報提供を行います。特に市境周辺での就農希望者及び農地拡大を希望する者についても、隣接市と連携して効率的に営農できるよう情報を共有し、農地の確保に努める。

また、湘南地区農業委員会連合会において、視察や研修を行い農業委員相互で情報交換・共有を行い、農業技術や知識を高めて地域農業への還元を図る。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に示したような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び第3で示したような新たに農業経営を営もうとする青年等に対する農用地の利用に関する目標等を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標及び農用地の面的な集積（以下「面的集積」という。）の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

（1） 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

* 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標
55%

※ 個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積シェアの10年後の目標である。

（2） 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面的集積の目標

農業経営基盤強化促進事業等を実施し、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

（1） 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、露地野菜を主体とする都市近郊型農業が盛んであり、農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあ

り、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

ア 相談体制の確立

(ア) 農業者から農地等に関する相談を受ける農地相談会を本市農業委員会及びさがみ農業協同組合と連携し運営する。

(イ) 本市農業委員会、関係各課、さがみ農業協同組合及び農地中間管理機構等と連携し、農業者の相談や調査で得た農地情報を集約し、農地の貸し借り情報を提供する。

イ 担い手の育成

「鎌倉で農業をやりたい、農家を手伝いたい」という希望者を受け入れることができるよう、関係機関と連携し受け入れのしくみを活用していく。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、神奈川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、農家の高齢化や担い手不足等の状況を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が、利用権設定を受けた後において備えるべき要件は次に掲げるものとする。

(ア) 農用地（開発して農用地とする事が適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあつては、a、d及びeに掲げる要件の全て）を備えること。

a 耕作に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められること。

b 耕作に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認

められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう）たる構成員をいう。）がいるものとする。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記のaからdまでに掲げる要件のほか、農業委員会が作成する農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されているものであること。ただし、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要又は近い将来地域農業の担い手を確保できることが確実である等特別な事情があると認められる場合を除く。

（イ） 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できることと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により設定等を行う場合において、その者が前項の（ア）のa及びbに掲げる要件（農地所有適格法人にあつてはaに掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第12条第1号又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に掲げる事業を実施する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法第18条第2項ロに規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

（ア） 耕作に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 本市長への確約書（参考様式1）の提出や本市長との協定（参考様式2）の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者と

の適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権設定等の内容

ア 利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の条件、所有権移転の条件は別紙2のとおりとする。

イ 利用権設定等促進事業の実施により成立する設定等に係る当事者間の法律関係は、賃貸借・使用貸借・売買等である旨を農用地利用集積計画において明らかにするものとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。最終改正:令和3年4月1日付け2経営第3412号。以下「基本要綱」という。)に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用計画の作成手続きを進めるものとする。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準にしたがって許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり、農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準にしたがって許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

ア 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図る

ため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５） 要請及び申出

- ア 農業委員会は、農用地の利用権について認定農業者に対する設定等の調整が整ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- イ 土地改良を行おうとする土地改良区は、その地区内の換地計画〔土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項〕と相まって、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ウ 農地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付け地の集団化、農作業効率化等の農用地の利用関係改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいるさがみ農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- エ イからウに定める申出を行う場合において、（４）のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（６） 農用地利用集積計画の作成

- ア 本市は、（５）のアの規定による本市農業委員会からの要請があった場合には、その内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- イ 本市は、（５）のイからエの規定による農地利用改善団体等からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等の調整が整ったときは、本市において農用地利用集積計画を定めることができるものとする。
- エ 本市は農用地利用集積計画において、設定等を受ける者を定めるにあたっては、設定等を受けようとする者について、その者の農業経営の状況、設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作に供している農用地の位置、その他の利用条件を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用集積並びに設定

等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 設定等を受ける者の氏名・住所又は名称・所在地

イ アに規定する者が設定等を受ける土地の所在・地番・地目・面積

((1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)

ウ 設定等を行う者の氏名・住所又は名称・所在地

エ アに規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類・内容(土地の利用目的を含む)・始期(又は移転の時期)・存続(又は残存)期間・借賃及びその支払方法・利用権の条件その他設定(又は移転)に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、対価及びその支払の方法、その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに該当する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)第60条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量等、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について本市農業委員会に報告しなければならない旨

(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のオに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小

作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又は、その使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、本市農業委員会の決定を経て又は(5)のアの規定による農業委員会の要請内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その計画のうち(7)のアからカに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告するものとする。

(10) 公告の効果

本市が、(9)の規定による農用地利用集積計画を公告したときに、利用権が設定（又は移転）され又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後に、賃借又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に関する紛争が生じたときは、当該利用権設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を構すべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作に常時従事していないと認めるとき。

イ 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、本市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 本市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)及び(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

エ 本市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農用地利用改善事業に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営改善のために行う自主的努力を助長するため、その者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位としての区域の基準は、土地の自然的条件、農用地保有、利用及び農作業実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、法第23条第2項に掲げる事項を定めるものとする。

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域内の農業者等の組織する団体は、定款又は規約及び構

成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱に定める認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることが出来る。

イ 本市は、法第23条第3項に合致するときは農用地利用規程の認定をするものとする。

ウ 本市は、イの認定をしたときは、当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告するものとする。

エ ア、イ、ウの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
法第23条第4項から第7項の規定に基づき取り扱うものとする。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、法第26条第1項の規定により勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 認定団体は、法第26条第1項の規定により当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう、必要な指導、援助に努めるものとする。

イ 本市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、神奈川県農業技術センター、本市農業委員会、さがみ農業協同組合及び農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これら機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が得られるよう努めるものとする。

3 協議の場の設置の方法

本市は、農業経営基盤強化促進事業を推進するため、本市農業委員会、さがみ農業協同組合、神奈川県農業技術センター等の関係行政機関や団体、地域農業者及び農業法人等、幅広く関係者に参加を呼びかけ、農用地の効率的な利用や地域における様々な課題及び情報共有の場等を必要に応じて設置する。

4 地域計画の策定

(1) 地域計画の区域の基準

ア 原則として本市における地域計画の策定の単位として適当であると認められる区域は本市全域とする。ただし、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項）に限る。

イ なお、本市を複数に区分して地域計画を策定する場合、土地自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とする等、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を策定の単位とする。

(2) 地域計画の策定の進め方及び農用地の利用権の設定等の進め方

本市における地域計画は、農地所有者に所有する農地の利用意向を確認し、出し手と受け手の情報整理を行って適正なマッチングとなるよう、また効率的な農用地の利用・有効な集積となるかを本市農業委員会等と協議して策定する。また、必要に応じて本市、本市農業委員会、さがみ農業協同組合、農地中間管理機構及び担い手となる地域農業者等により地域計画の策定、推進及び発展に向けた協議を行うものとする。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア さがみ農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

さがみ農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

本市は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図るとともに、本市農業委員会、さがみ農業協同組合等と連携し、同機構に対して情報提供及び事業の協力を行う。

7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広く円滑に農業に参入しうるように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図り、他産業に比べ遅れている農業従事の態様等を改善するため、農福連携の取り組みを推進する等、非農家等の労働力を活用する体制の構築等を目指す。

8 その他農業経営基盤整備強化促進事業の実施に関し必要な事項

本市は、市・県の職員、さがみ農業協同組合・関係団体から推薦を得た者、公募市民及び学識経験を有する者をもって構成する鎌倉市農業振興協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

ここでの検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1・第5で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関団体別の行動計画を作成する。

また、このような長期行動計画と併せて年度別活動計画において、当面行うべき対応を明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の養成及びこれらへの農用地利用集積を強力に推進する。

第7 その他

この基本構想に定めるものの他、農業経営基盤強化促進事業の実施に必要な事項については別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成 7 年	2 月 2 8 日から施行する。
この基本構想は、平成 1 3 年	3 月 1 4 日から施行する。
この基本構想は、平成 1 8 年	9 月 4 日から施行する。
この基本構想は、平成 2 2 年	6 月 1 1 日から施行する。
この基本構想は、平成 2 6 年	9 月 2 6 日から施行する。
この基本構想は、令和 5 年	9 月 2 2 日から施行する。

改正附則

農用地利用集積計画に関する経過措置について、改正法施行日令和 5 年 4 月 1 日から起算して 2 年を経過する令和 7 年 3 月 31 日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その告示の日の前日）までの間、有効とする。

別紙 1 (第 6 の 1 (1)カ関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後について、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 1 条の 3 に規定されている地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)

対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項。
対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した後の農業用施設用地を含む。）以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）が対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項各号に掲げる事業(同項第 6 号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和 36 年政令第 346 号)第 1 条第 7 号・第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2（第 6 の 1（2）ア関係）

- 1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とした賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続（又は残存）期間 1 存続期間は 3 年又は 5 年、6 年後のいずれかとする。 2 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要する旨を定めるものとする。
② 借賃の算定基準 1 農地については、農地法第 5 2 条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地借賃の水準・開発費用の負担区分の割合・通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に判断する。 3 借賃を金銭以外の物で定めようとする場合には、その借賃はそれを金銭に換算した額が上記 1 と 2 の規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。 この場合において、その金銭以外の物定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知）第 6 に留意しつつ定めるものとする。
③ 借賃の支払方法 1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2 1 の支払は、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込む等することとする。 3 借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。
④ 有益費の償還 1 農用地の利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又は、その時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事

	者間で協議が整わないときは当事者双方の申し出に基づき、農業委員会が設定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	--

2 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続（又は残存）期間	1の①に同じ
② 借賃の算定基準	その農業用施設用地近傍の農業用施設用地の借賃額を比較して算定し、その参考額が無いときは、用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
③ 借賃の支払方法	1の③に同じ
④ 有益費の償還	1の④に同じ

3 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地にかわるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行う取引を除く。）の価格に批准した額を基準とし、その土地の生産力を勘案して算定する。
② 対価の支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込む等することとする。
③ 所有権移転の時期	農用地利用集積計画に定める所有権移転の対価支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までの対価の全部の支払が行われない時は、当該所有権移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権移転を行う場合の取扱については、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

(参考様式1) (第6の1(1)エ関係)

確 約 書

鎌倉市長様

(提出日) 令和 年 月 日

(提出者) 印

鎌倉市が、令和 年 月 日に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作を実施するに当たっては、下記のことを確約します。

記

- 1 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守します。
- 3 借受け農用地等の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。
- 4 その他

※ なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従うこと。

(参考様式2) (第6の1(1)エ関係)

協 定

鎌倉市(以下「甲」という。)、〇〇〔農地の貸付主体の名称〕(以下「乙」という。)及び△△〔農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第2項第6号に規定する者〕(以下「丙」という。)は、農地について丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

【農地等の所在・面積を協定事項にしない場合】

(丙が行う耕作の内容及び実施区域)

- 第1条 丙は、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用貸借による権利が設定されている農地(以下「貸付農地」という。)において、〇〇、△△及び××〔農作物の具体名等〕の生産〔又は栽培〕を行うものとする。
- 2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、貸付農地等の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

【農地等の所在・面積を協定事項にする場合】

(耕作の内容及び農地の所在及び面積)

- 第1条 丙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作について、それぞれ、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる同表の右欄に掲げる農地において行うものとする。

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積
〔記載例〕畑作・飼料作・麦作・稲作	大字〇〇内の概ね〇〇h aの農地等
果樹	大字〇〇内の概ね〇〇h aの農地等

- 2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地(以下「貸付農地」という。)の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

(地域の農業における丙の役割分担)

- 第2条 丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。
- 2 丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守するものとする。

【丙が法人の場合】

- 3 丙は、前2項の役割を担うため、法人の業務を執行する役員のうち1名以上の者が、丙の行う耕作に常時従事するものとする。

(協定の実施の状況等についての報告に関する事項)

- 第3条 丙は、甲に対して、耕作に供した貸付農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、貸付農地の利用状況（【丙が法人の場合】及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況）について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。
- 2 丙は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のすべて又はいずれかの定めに抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに甲にその旨連絡するものとする。
- 3 丙から2の連絡を受けた甲は、乙の協力を得て丙の実行できない事情を調査し、乙と協議の上、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを丙に指示するものとする。

(実地調査等)

- 第4条 甲は乙の協力を得て、丙が貸付農地等の利用状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他鎌倉市農業委員会からの聞取り等による調査を行うものとする。
- 2 甲は、前項の調査により丙が第1条、第2条及び第3条（第3項を除く。）の定めに違反していると認めた場合は、第3条第3項に準じて丙に対応策を指示するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第5条 丙が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる甲の指示に従わず、貸付農地の全部又は一部について適正に耕作の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受け（【丙が法人の場合】で解散す）る場合など、貸付農地について、耕作の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。
- 2 乙は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。
- 3 乙は、第1項の解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日（引渡しの日）等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び鎌倉市農業委員会に送付するものとする。

(原状回復)

- 第6条 丙は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、乙に返還しなければならない。

(損害賠償)

第7条 第6条の定めによる原状回復がなされない場合は、原状回復に係る費用を丙に請求するものとする。

(貸借期間中の中途の契約終了における違約金の支払い)

第8条 貸借期間中に賃貸借又は使用貸借を解除する場合の違約金の支払いについては、第5条第1項に定める場合を除き、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所)

第9条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義が生じた場合の決定等)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名 称
代表者名
所 在 地

乙 名 称
代表者名
所 在 地

丙 名 称
代表者名
所 在 地